

瀬戸市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 27 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 7 号

瀬戸市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市生活保護法施行細則（平成 15 年瀬戸市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(備付書類) 第 2 条 瀬戸市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。 (1)から(4)まで <省略> (5) <u>ケース記録票</u> (6) <u>ケース番号索引簿</u> (7) <省略> (8) <省略> (9) <省略> (10) <省略> <u>2 前項第 6 号、第 7 号、第 9 号及び第 10 号で定められた書類は、生活保護に係る電子計算機への入力をもって作成し、電磁的記録により管理するものとする。</u>	(備付書類) 第 2 条 瀬戸市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。 (1)から(4)まで <省略> (5) <u>ケース記録表</u> (6) <省略> (7) <省略> (8) <省略> (9) <省略>

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。